



野焼きは周囲の 迷惑にならないように

野焼きは 原則禁止です

健康や生活環境への支障を防ぐため、野焼きは原則禁止となっています。

営農のためにやむを得ず行う野焼き（肥料作りのための稲わら等の焼却、害虫駆除のための枯草の焼却等）は例外として認められていますが、風に煽られた煙が家の中に入ってきたり、煙の臭いが洗濯物についてしまう場合があります。

野焼きを行う際は、風向き・時間帯等に十分配慮し、近所に迷惑がかかる恐れがある時は行わないでください。

【問い合わせ先】

住民環境課 ☎ 64・7105（直通）

ルール、マナーを守

No! フンの放置 No! ポイ捨て

道路や田畑に犬のフンがそのまま放置されていたり、空きカンやペットボトル、ゴミなどがポイ捨てされているのを見かけることがあります。

犬の散歩をする時は、フンを持ち帰るためのスコップと袋を持ち、飼い主が責任を持って処理しましょう。

ゴミが捨てられたままにされると、それを見た人がまたゴミを捨てていく悪循環が起こります。ゴミを捨てないことはもちろんですが、落ちていたゴミを見かけたら拾うなど、きれいな環境を維持するための心構えを皆さんで共有していきましょう。

【問い合わせ先】

住民環境課 ☎ 64・7105（直通）



きれいな道路だと 散歩も楽しい